

第3章 調査結果

1 県内における処理困難物の取り扱いについて

自治体では、爆発性・可燃性がある廃棄物や、破碎が困難であるものなどについては、処理困難物に指定して、収集や受け入れをせず、排出者自身でそれを購入した販売店や処分業者に処理を依頼するように指導している場合が多い。また、自治体が収集していたり、搬入を受け入れていたりする場合でも、通常の廃棄物より処理・処分に費用がかかることから、品目別に処理手数料を徴収している場合もあり、対応は自治体によって様々となっている。こうしたことから、県内の自治体における処理困難物への対応の現状について把握した。

(1) 処理困難物の指示又は協議を促す規定をもつ条例・規則・要綱等

① 処理困難物について事業者に指示又は協議を促す条例等の制定状況

処理困難物について、市町村長または、管理者等が処理困難物を指定し、その処理について事業者に対し指示又は協議を促す旨を規定した条例・規則・要綱等の有無について聞いたところ、回答した54団体のうち、「ある」と回答した自治体が39%、「ない」と回答した自治体が61%となっている。

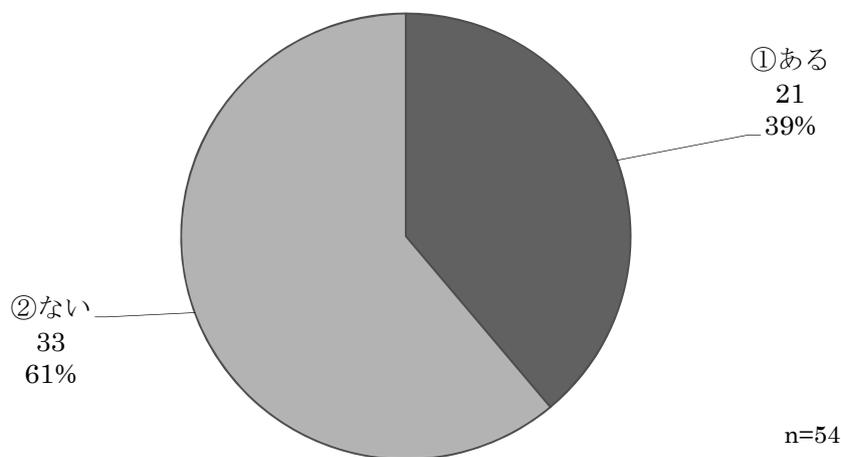


図1 処理困難物について事業者に指示又は協議を促す条例等の制定状況

事業者に対し指示または協議を促す旨を規定している例

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

- 第 30 条 市長は、製品等が廃棄物となった場合に、その適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）を指定し、これを告示することができる。
- 2 市長は、前項の規定により指定された適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、回収その他の措置を講ずるよう指示することができる。
- 3 事業者は、前項の規定による指示に従い、自らの責任において適正処理困難物の回収その他の措置を講じなければならない。

②あると回答した場合の条例・規則・要綱等の名称

前問で、処理困難物の処理について条例・規則・要綱等があると回答した 21 団体のうち、条例を制定しているのが 19 団体、規則・基準を制定しているのが 6 団体、計画を制定しているのが 2 団体、マニュアルを制定しているのが 1 団体となっている。条例の制定と同時に、規則・計画を制定している団体も 6 団体あった。

表 1 条例・規則・要綱の例

種類	例
条例	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 廃棄物の処理及び再利用に関する条例
規則	廃棄物の処理及び再生利用に関する規則
基準	廃棄物処理施設における搬入許可基準
計画	一般廃棄物処理実施計画

自治体が処理困難物について事業者に指示又は協議を促す条例・規則・要綱等の制定があると回答した自治体のうち、その条例・規則・要綱等で指定している処理困難物が「ある」と回答したのは67%、「ない」と回答したのは33%となっている。

指定の仕方は、処理困難物の品目名をあげて指定している自治体と処理困難物の性質や形状によって指定している場合がある。また、両方の方法で指定をしている場合もある。それぞれの例を表2として掲げる。

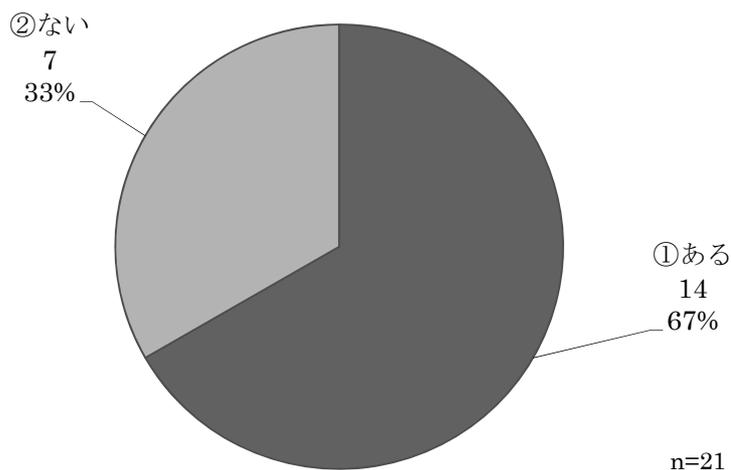


図2 条例・規則・要綱等で指定している処理困難物はあるか

表2 処理困難物の指定の例

指定方法	例
処理困難物の品目名をあげて指定	<ul style="list-style-type: none"> ・工業薬品（塩酸、硫酸等）印刷インク、バッテリー等 ・ガスボンベ・火薬類等、石油類等、現像液等 ・消火器、タイヤ、土砂、ブロック、自動車部品、オートバイ、ピアノ
処理困難物の性質や形状によって指定	<ul style="list-style-type: none"> ・有毒性物質を含む物、著しく悪臭を発する物 ・容積又は重量の著しく大きい物、特別管理一般廃棄物に指定されている物 ・収集運搬作業に従事する者の身体を傷つける危険性のある物

(2) 処理困難物の受け入れについて

①処理困難物の受け入れ状況

典型的な処理困難物について、受け入れについては自治体の対応が分かれている。

スプリングマットレス、足踏みミシン、アコーディオンカーテンなどは、多くの自治体が受け入れており、受け入れていない自治体は比較的少ない。

流し台・浴槽等、電動介護用ベッド、畳、材木、エレクトーン・ピアノなどは、条件付きで受け入れている自治体が多くなっている。

廃油、バッテリー、バイクから農薬までのグループは、受け入れていない自治体が多く、受け入れている場合でも条件付きで受け入れている場合が多くなっている。(図3参照)

処理困難物を受け入れている場合に、自治体はその品目を収集しているかどうかをたずねたところ、コンクリート、ガソリン、農薬、砂・土のう・石等は、収集を行っていない自治体が多い。

一方、オイルヒーター、スプリングマットレス、足踏みミシン、アコーディオンカーテンなどの粗大ごみ系の品目は、有料で収集をしている自治体が多くなっている。(図4参照)

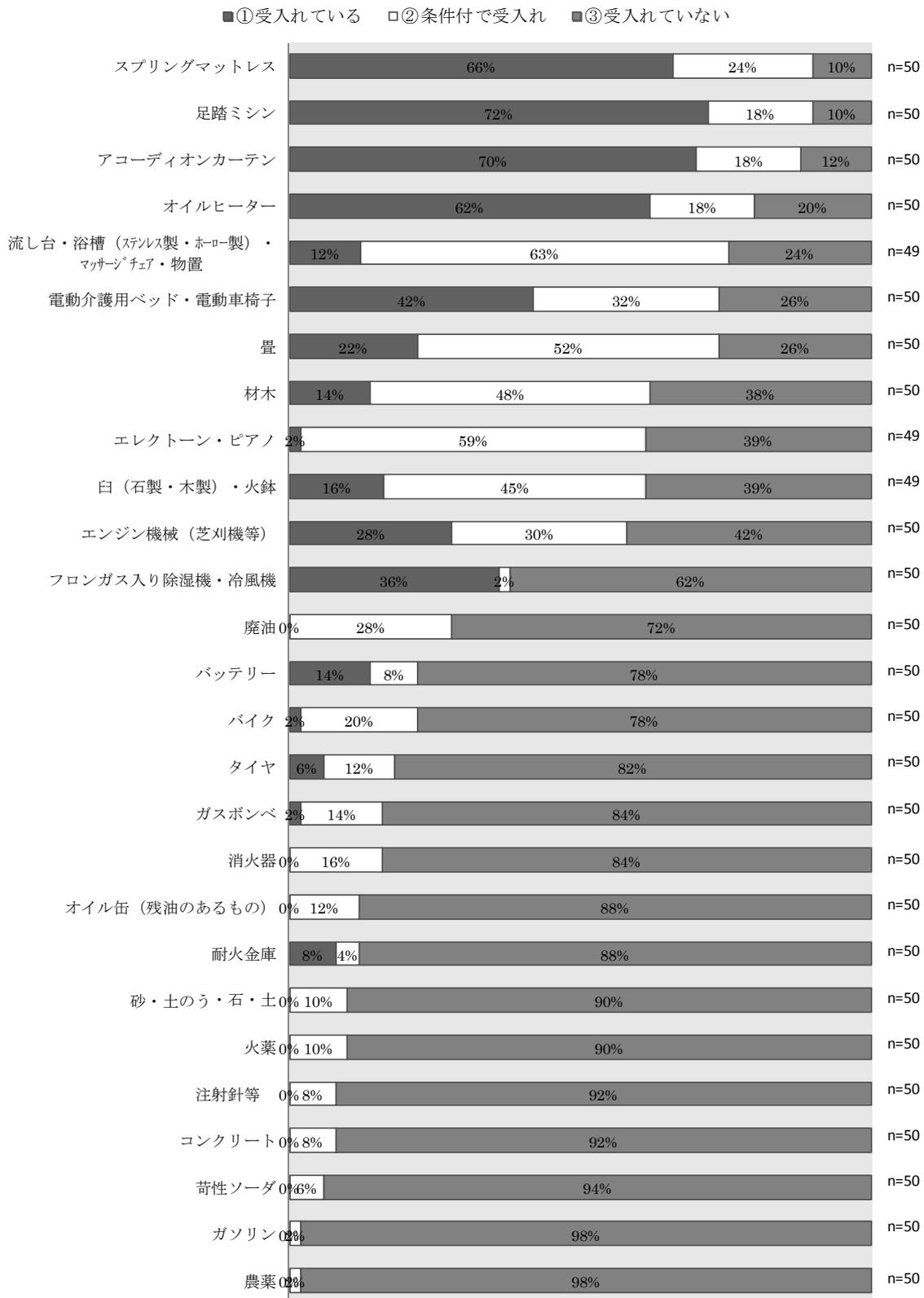


図3 処理困難物の受け入れ状況

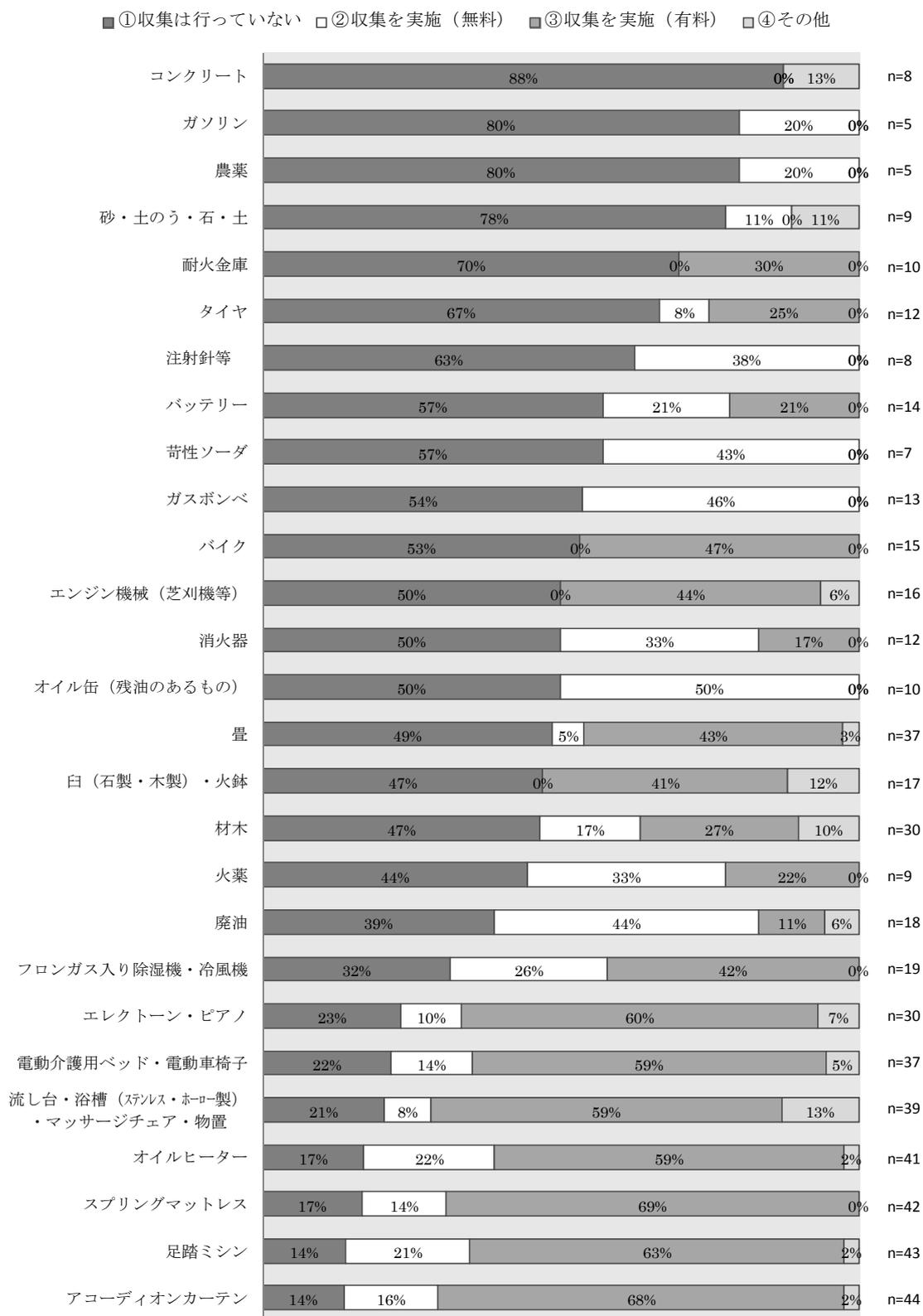


図4 処理困難物の収集状況

②処理困難物を受け入れる条件及び手数料の額

下表は、自治体が処理困難物を受け入れる際の条件及び手数料を設定している場合、その額についてとりまとめたものである。

受け入れ基準は、それぞれの品目に応じて定めてある自治体が多い。例えば、バイクの場合、ある自治体では「50cc以下の原付自転車のみ」、タイヤの場合、ある自治体では「家庭から出たもので4本まで自己搬入」などと具体的に決められている。

手数料の設定は、品目によってさまざまだが、受け入れる処理困難物の大きさ・重さ・個数によって設定している場合や、均一となっている場合もある。多くの品目に共通の基準を適用している品目も多いが、エレクトーンや畳などでは、その品目で手数料を設定しているものもある。

表3 処理困難物を受け入れる条件及び手数料額の例

(その1)

	受け入れを判断する基準	手数料の額
バイク	<ul style="list-style-type: none"> ・50cc以下の原付自転車のみ ・破砕機で処理できるもの ・一般家庭で125cc以下 ・家庭から発生したものと数量の制限 	(手数料を設定している自治体 23.1%) ・収集手数料525円/台 ・1,200円/1台 ・指定袋に入らない場合は持ち込みで100kgまで400円、10kgごとに40円増 ・4円/kg(1日80kg分まで無料) ・50kg超えると10kgごとに50円加算
タイヤ	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭から出たもので、4本まで自己搬入 ・年に2回、業者での引き取りを実施 ・公共用地等に不法投棄された場合のみ受入 ・自転車用、一輪車用等受け入れ 	(手数料を設定している自治体 19.5%) ・60円/kg ・大きさにより100~2,000円 ・50kg超えると10kgごとに50円加算
バッテリー	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭から出たもので、2個まで自己搬入 ・年に2回、業者での引き取りを実施 ・公共用地等に不法投棄された場合のみ受入 ・自家用車用 	(手数料を設定している自治体 15.4%) ・60円/kg ・二輪100円、四輪200円
火薬	<ul style="list-style-type: none"> ・水で湿らせて少量ずつ燃やせるごみに分別 ・水に浸した後に搬入。大量の場合、自己搬入に限る。 ・花火については、一晩水につけてから可燃ごみとして排出してもらう。 	(手数料を設定している自治体 6.7%) ・自己搬入は品目に関わらず家庭系50円/10kg ・指定袋に入らない場合は持ち込みで100kgまで400円、10kgごとに40円増
農薬	<ul style="list-style-type: none"> ・少量ずつ漏れないように燃やせるごみに分別 	(手数料を設定している自治体 0.0%)
苛性ソーダ	<ul style="list-style-type: none"> ・少量のみ ・少量ずつ漏れないように燃やせるごみに分別 ・家庭用。少量であれば、布等に染み込ませて。 	(手数料を設定している自治体 6.4%)
耐火金庫	<ul style="list-style-type: none"> ・施錠されていないもの(中が見えるもの) ・家庭用の小型のものに限る 	(手数料を設定している自治体 6.8%) ・500円/15kg ・150円/10kg

(その2)

	受け入れを判断する基準	手数料の額
材木	<p>大きさによる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直径 10 cm以下長さ 90 cm以下 ・長さ 40cm、太さ 10cm 未満 ・厚さ 5cm 以内 ・長さ 50cm、太さ 5cm 以内であれば可燃（無料）、長さ 180 cmまで、太さ 5cm 以内であれば粗大（有料） <p>発生源及び量による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭から発生したもので、少量 ・建築廃材は除く 	<p>（手数料を設定している自治体 64.5%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 500 円/15kg ・ 60 円/kg ・10kg につき 120 円もしくは 1 立方m3,000 円 ・ 収集手数料 200 円/5 本（生木は不可） 500 円/m³ ・ 自己搬入は品目に関わらず家庭系 50 円 /10kg
廃油	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭から排出された廃食油 ・少量ずつ、紙等にしみこませてあれば排出可 ・廃食油のみ環境課と粗大ごみ処理場で受け入れる ・市販の吸着剤に吸着させビニール袋に入れる ・直接搬入のみ ・廃食油のみ、市役所及び公民館等での拠点回収を行っている（無料） 	<p>（手数料を設定している自治体 64.5%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己搬入は品目に関わらず家庭系 50 円 /10kg ・ 直接搬入 60 円/10kg ・ 指定袋に入らない場合は持ち込みで 100kg まで 400 円、10kg ごとに 40 円増
ガソリン	<ul style="list-style-type: none"> ・ぼろきれ等に吸収させて少量ずつ燃やせるごみに分別 	<p>（手数料を設定している自治体 2.0%）</p>
砂・土のう・石・土	<ul style="list-style-type: none"> ・45L 袋で 5 袋まで。家庭のみ。 ・ペットのトイレ用の砂のみ収集 ・ガーデニングなどで不用となったもの（1 回に搬入できる量は概ね 90L まで） ・一般家庭でレジ袋 5～6 個 	<p>（手数料を設定している自治体 10.0%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 150 円/10kg ・ 50 kg まで無料、それ以上は 10 kg につき 100 円 ・ 指定袋に入らない場合は持ち込みで 100kg まで 400 円、10kg ごとに 40 円増 ・ 一般家庭でレジ袋 5～6 個
コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> ・45L 袋で 5 袋まで。家庭のみ。 ・ガーデニングなどで不用となったもの（1 回に搬入できる量は概ね 90L まで） ・一般家庭でレジ袋 5～6 個 	<p>（手数料を設定している自治体 10.0%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 150 円/10kg ・ 50 kg まで無料、それ以上は 10 kg につき 100 円 ・ 指定袋に入らない場合は持ち込みで 100kg まで 400 円、10kg ごとに 40 円増
アコーディオンカーテン	<ul style="list-style-type: none"> ・厚さ 10cm 以内、大きさ 2m 未満 ・破砕機で処理できるもの ・家庭用、自分で付け替えた場合のみ ・素材別に分別し受け入れ ・家庭から発生したものと数量の制限 ・指定袋に入らない場合は持ち込みで 100kg まで 400 円、10kg ごとに 40 円増 	<p>（手数料を設定している自治体 66.0%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 500 円 ・ 60 円/kg ・ 持込の場合：10kg/50 円から ・ 20kg 以下 240 円 20kg 超えるもの 20kg につき 240 円 ・ 50kg 超えると 10kg ごとに 50 円加算

(その3)

	受け入れを判断する基準	手数料の額
足踏ミシン	<ul style="list-style-type: none"> 家庭から発生したもので、大きさが50cm未満であれば燃えないごみ、50cm以上であれば粗大ごみ 解体されたもの 家庭から発生したもののみ受け入れる 破砕機で処理できるもの 家庭から発生したもの及び数量の制限 	<p>(手数料を設定している自治体 64.0%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 400円～1200円/件 持込の場合：10kg/50円から150円/10kg (収集の場合、大きさにより500～2000円) 20kg以下240円、20kgを超えるもの20kgにつき240円 50kgを超えると10kgごとに50円加算
オイルヒーター	<ul style="list-style-type: none"> 家庭から出たもの 清掃センターへ直接搬入 破砕機で処理できるもの オイルを抜いたもの 家庭から発生したもの及び数量の制限 	<p>(手数料を設定している自治体 58.0%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 収集手数料200円/台 60円/kg 持込の場合：10kg/50円から 20kg以下240円、20kgを超えるもの20kgにつき240円
臼(石製・木製)・火鉢	<ul style="list-style-type: none"> 臼は木製のみ 石臼は不可 中に灰、炭等が入っていない火鉢のみ 材質や大きさによる 家庭から出た木製臼、火鉢。石製臼は受け入れていない。 火鉢と木製の臼は粗大ごみとして収集する。 破砕機で処理できるもの 臼は直径30cm未満のものに限る。 	<p>(手数料を設定している自治体 44.9%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 500円/1個 200円/10kg 10kgにつき120円もしくは1立方m3,000円 直接搬入…50kgまで一律200円。50kgを超えると10kgあたり100円ずつ加算。 戸別収集…大きさ、重さにより300・600・1,300円
エンジン機械(芝刈機等)	<ul style="list-style-type: none"> 材質や大きさによる オイルなど抜き取られているもののみ受け入れ 家庭から出たもの 破砕機で処理できるもの その他ミニカーや耕運機等は収集・受入不可。許可業者紹介。 収集の場合、一回につき3個以内に限る。 家庭用の芝刈機のみ、エンジン部分は外す(電動モーターは可) 家庭から出たもので、中の燃料を抜き取る。 	<p>(手数料を設定している自治体 42.0%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 400円～1,200円/件 150円/10kg (収集の場合は、大きさにより500～2,000円) 芝刈り機は大きさ(90cm以上か未満か)により500円～1,000円。クリーンセンターに直接持込する場合は50kgまで無料。超えたところから10kgごとに100円。 直接搬入 60円/10kg、収集 300円 50kgを超えると10kgごとに50円加算
オイル缶(残油のあるもの)	<ul style="list-style-type: none"> 市販の吸着剤に吸着させビニール袋に入れる 残油は布などに染込ませて可燃。蓋を外す。 残油が無い場合 	<p>(手数料を設定している自治体 6.0%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己搬入は品目に関わらず家庭系50円/10kg

	受け入れを判断する基準	手数料の額
エレクトーン・ピアノ	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアノは受け入れ不可 ・収集員2名で車に搬入できるもの ・家庭から発生したもののみ受け入れる ・エレクトーンのみ受け入れ可 ・破砕機で処理できるもの ・エレクトーンは粗大ごみ。ピアノ（ピアノ線のあるもの）は業者処分。 ・家庭から発生したもののみ受け入れる ・グランドピアノ以外のもの ・家庭用。エレクトーン○、ピアノ× ・エレクトーンは2人で運べる重さなら受け入れている 	<p>（手数料を設定している自治体 51.0%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・130円/10kg ・600円/1個 ・10kgにつき120円もしくは1㎡3,000円 ・150円/10kg（収集の場合は、大きさにより1,000～2,000円） ・エレクトーンは2人で持てる大きさまでは粗大ごみ。1,000円。クリーンセンターに直接持込する場合は50kgまで無料。超えたところから10kgごとに100円。 ・収集 エレクトーン 1,200円 電子ピアノ 500円～
フロンガス入り除湿機・冷風機	<ul style="list-style-type: none"> ・60cm以下は集積所へ ・家庭から発生 ・家庭から発生したもののみ受け入れるが、フロン入りかどうかの判別はできない ・家庭用、家電リサイクルに係らないもの 	<p>（手数料を設定している自治体 20.0%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20kg以下240円、20kgを超えるもの20kgにつき240円
畳	<ul style="list-style-type: none"> ・3分割 1畳までは集積所へ ・1回につき6枚まで ・事業者からの排出に限る ・家庭から発生したもののみ ・一度に2～3枚程度受け入れる ・家庭から出たもので6枚まで自己搬入 ・1日6枚まで ・原則持込のみで1回10枚まで。本畳以外の畳は、井草、わら等と発泡等を分別してもらう。 ・処理施設に自己搬入 	<p>（手数料を設定している自治体 50.0%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・200円/10kg ・150円/10kg（収集の場合、1,000円/枚） ・50kgまで無料。超えたところから10kgごとに100円。 ・どうしても持込む手段がない場合のみ粗大ごみとして収集。大きさ（90cm以上か未満か）により500円～1,000円。 ・20kgあたり240円（自己搬入） ・1畳900円（回収の場合） ・50kgを超えると10kgごとに50円加算 ・指定袋に入らない場合は持ち込みで100kgまで400円、10kgごとに40円増
電動介護用ベッド・電動車椅子	<ul style="list-style-type: none"> ・収集員2名で車に搬入できるもの ・家庭で発生したものを粗大ごみとして受け入れ ・材質や大きさによる、バッテリーは取り外していただく ・清掃センターへ直接搬入 ・破砕機で処理できるもの ・電動車椅子は粗大ごみ、電動介護用ベッドは販売店又は業者処分 ・介護用ベッドは2人で持てるものに限る ・電動車椅子のみ受け入れ可能 ・家庭から発生したもののみ受け入れる ・モーターを外す、電動車椅子は不可 ・素材別に分別し受け入れ 	<p>（手数料を設定している自治体 52.0%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接搬入 60円/10kg ・収集 3,000円 ・電動ベッド900円 ・20kg以下240円、20kgを超えるもの20kgにつき240円 ・収集手数料200円/台 ・130円/10kg ・電動介護用ベッド1,500円/電動車椅子500円 ・10kgにつき120円もしくは1㎡3,000円 ・400円～2,800円/件

	受け入れを判断する基準	手数料の額
流し台・浴槽 (ステンレス製・ ホ-ロ-製)・マ ッサージチェア・物置	<p>流し台・浴槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流し台は家庭用のみ。オールステンレス及び業務用は受け入れ不可。 ・業者が取り外したものは不可 ・流し台、浴槽は収集・受入不可。許可業者紹介。 ・流し台とマッサージチェアは粗大ごみ <p>物置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物置は人が入れる大型な物置は不可 ・物置は、解体したものののみ。1坪以上は受け入れ不可 <p>マッサージチェア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭から出たマッサージチェア ・マッサージチェアは粗大ごみ ・破砕機で処理できるもの 	<p>(手数料を設定している自治体 55.1%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集手数料 200 円/台 ・130 円/10kg ・浴槽は 700 円/1 個、他は 200 円/10kg ・マッサージチェアは大きさ (90 cm以上か未満か) により 500 円～1,000 円 ・物置は大きさにより 500 円～1,000 円
消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭からの排出に限る ・中身がなくて持込のみ ・公共用地等に不法投棄された場合のみ受入 ・他のごみとは別にし、未使用の場合はその旨を明記して排出。腐食等で破裂の危険があるものは、メーカーに回収を依頼してもらう。 	<p>(手数料を設定している自治体 8.0%)</p> <p>240 円/1 個</p> <p>40 円/kg (50kg 未満無料)</p>
スプリング マットレス	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭から発生したものを粗大ごみとして受入 ・材質や大きさによる ・家庭から出たもの ・スプリングを分離 (持込) ・粗大ごみ処理場への直接搬入のみ受け入る ・素材別に分別し受け入れ ・家庭から発生したものと及び数量の制限 ・スプリングとマットレスを分解すれば受入可 	<p>(手数料を設定している自治体 64.0%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2,800 円/枚 (収集)、1,600 円/枚 (直接持込) ・収集手数料 525 円/床 ・60 円/kg ・持込の場合：10kg/50 円から ・20kg 以下 240 円、20kg 超えるもの 20kg につき 240 円
ガスボンベ	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用地等に不法投棄された場合のみ受入 ・カートリッジ式のみ受け入れ。ただし中身を使い切ったのち、穴を開けるよう依頼。 ・カートリッジ式は収集を行っている。プロパン用で 2.5kg の小型のものは、粗大ごみ処理場への直接搬入を受け入れ。それ以外は、取り扱い業者に相談してもらう。 ・携帯用ガスボンベで、中身を使い切ったものに限る 	<p>(手数料を設定している自治体 0.0%)</p>
注射針等	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは医療機関等に引き取りを依頼する。難しい場合は専用ケース等に封入の上で「燃やすごみ」とする。 ・在宅医療廃棄物については、安全に捨てられる機構を持つものに限る ・在宅医療で使用したものに限る 	<p>(手数料を設定している自治体 2.0%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50kg 超えると 10kg ごとに 50 円加算

③処理困難物を受け入れていない場合、その理由

処理困難物を受け入れない根拠は、前問で回答があった条例や要綱があげられることが多い。しかし、条例や要綱にとどまらず、「内規」「手引き」「マニュアル」等を根拠にあげている例も見られる。また、「適正な処理ができないので」「明確な規定はないが、危険物であるため」など、清掃の現場で必要性に基づいて対応をしている例もあった。

表4 処理困難物を受け入れていない場合、その理由

	条例や要綱等以外の根拠
様々な品目に共通の根拠	<ul style="list-style-type: none">・分別集計画及びごみカレンダー・内規の受入基準・判断に迷うごみ処理表・ごみ分別の手引き・資源物家庭ごみの分け方出し方分別マニュアル・適正な処理ができないので・町としての規定はない・一部事務組合との協議及び本市内における検討により
バイク・タイヤ	<ul style="list-style-type: none">・自動車リサイクル法
花火・ガソリン	<ul style="list-style-type: none">・明確な規定はないが、危険物であるため
土	<ul style="list-style-type: none">・土等は自然物であり、廃棄物ではないと考えるため
ガスボンベ	<ul style="list-style-type: none">・業界内で自主回収のルートがあるため
注射針	<ul style="list-style-type: none">・医療品危険物のため・感染性廃棄物処理マニュアル

④処理困難物を受け入れていない場合、住民への対応

処理困難物の受け入れをしていない場合、住民への対応は、コンクリートや砂・土のう・石、臼・火鉢などのように、処理能力がある業者を紹介する自治体が多い、一方で、バイク、タイヤ、農薬などは、販売店への相談を促すとしている自治体が多くなっている。

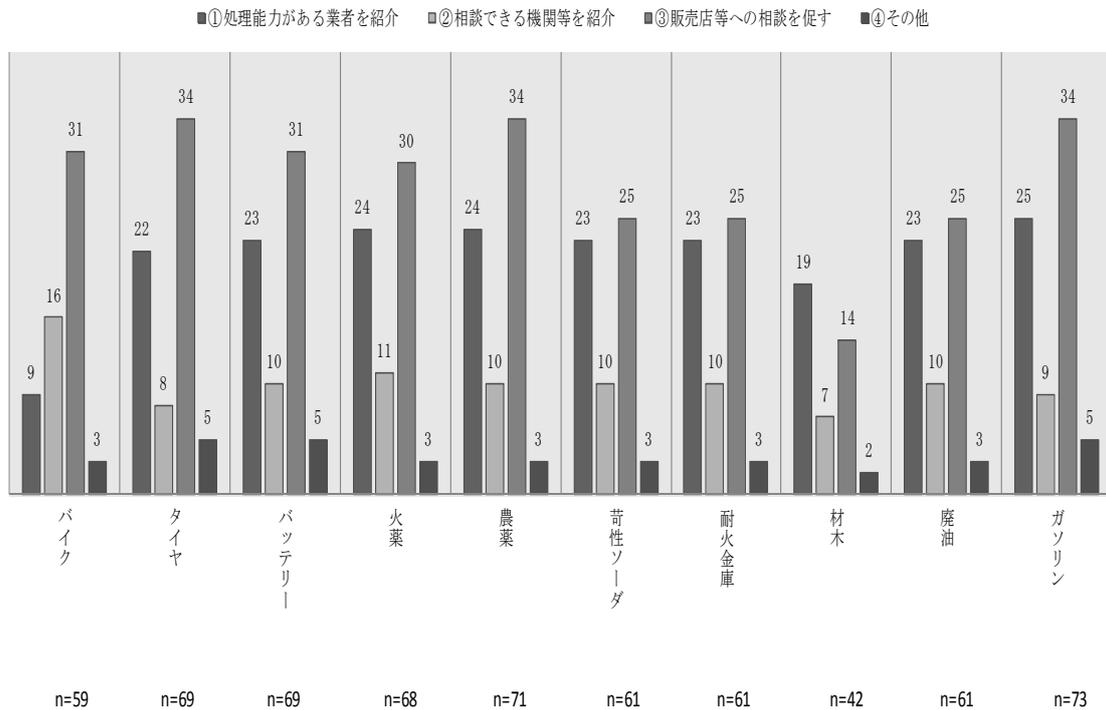


図5 受け入れていない場合の対応（複数回答）その1

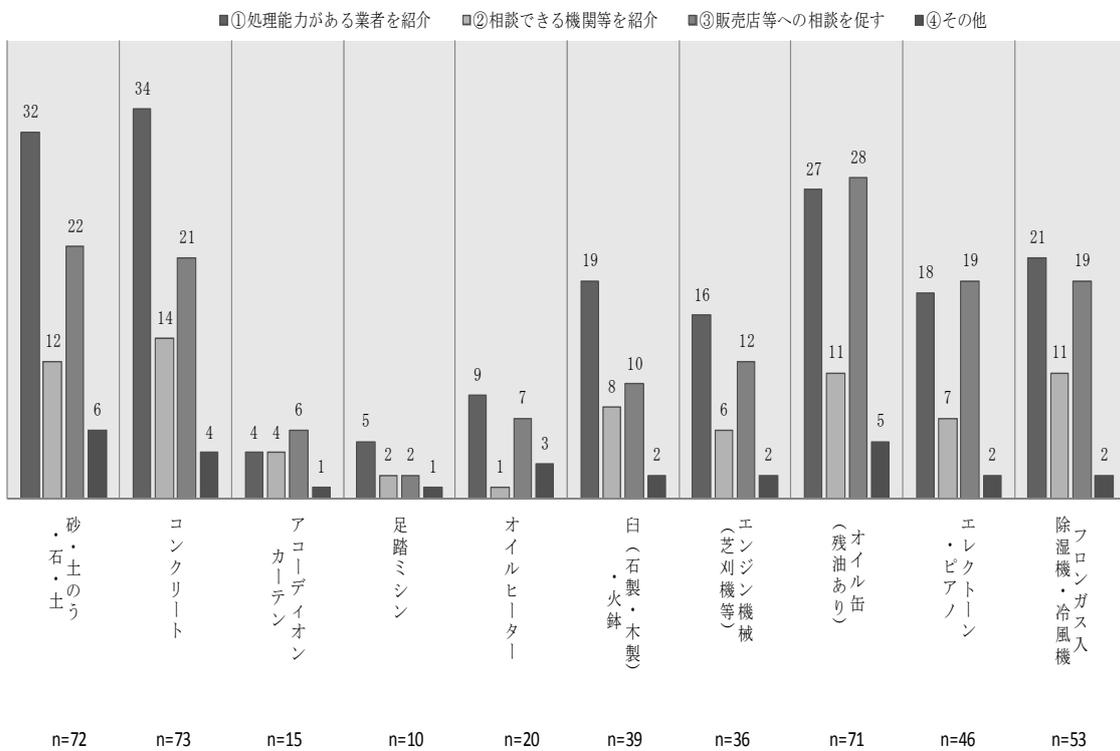


図5 受け入れていない場合の対応（複数回答）その2

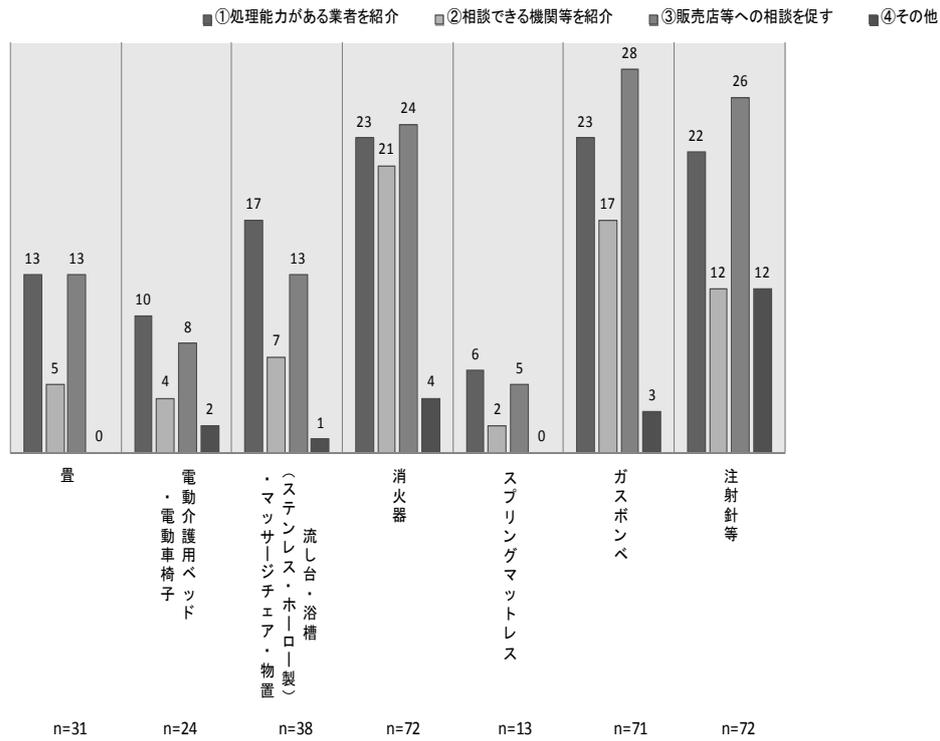


図5 受け入れていない場合の対応（複数回答）その3

⑤手数料の支払い方法

処理困難物の受け入れ手数料の支払い方法は、品目ごとにばらつきがあるものの、窓口等で直接支払うとする自治体が比較的多い。アコーディオンカーテン、足踏みミシンなど、粗大ごみ系の廃棄物にはシール等を販売する自治体が多い傾向にある。

その他の方法としては、振込み、収集時に現金で徴収、納付書を交付し指定期日までに納付、との回答があった。

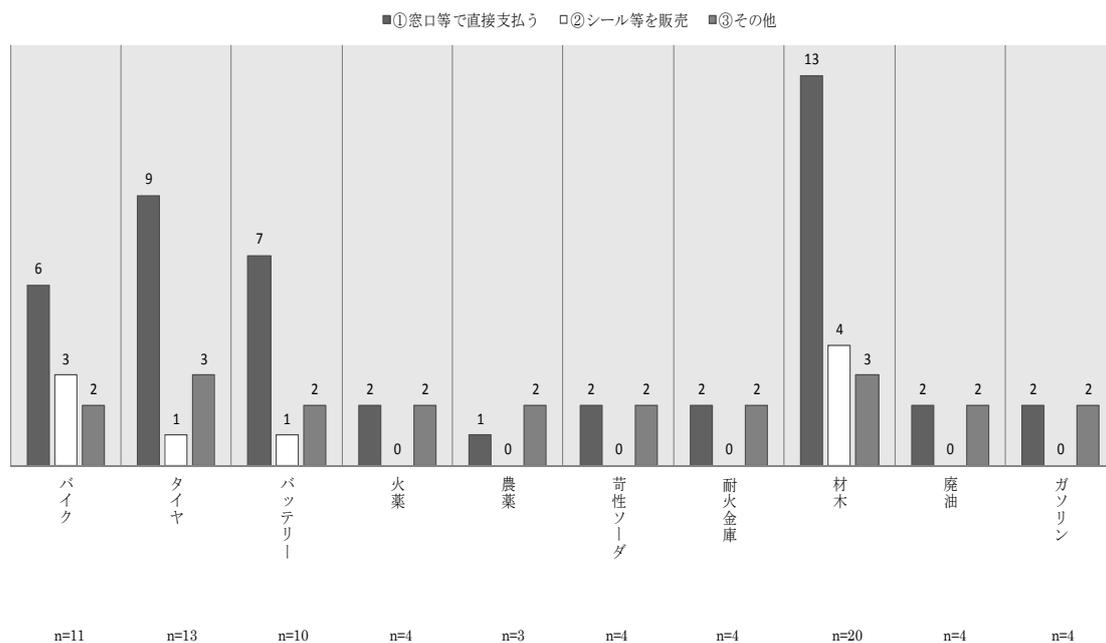


図6 手数料の支払い方法（複数回答）その1

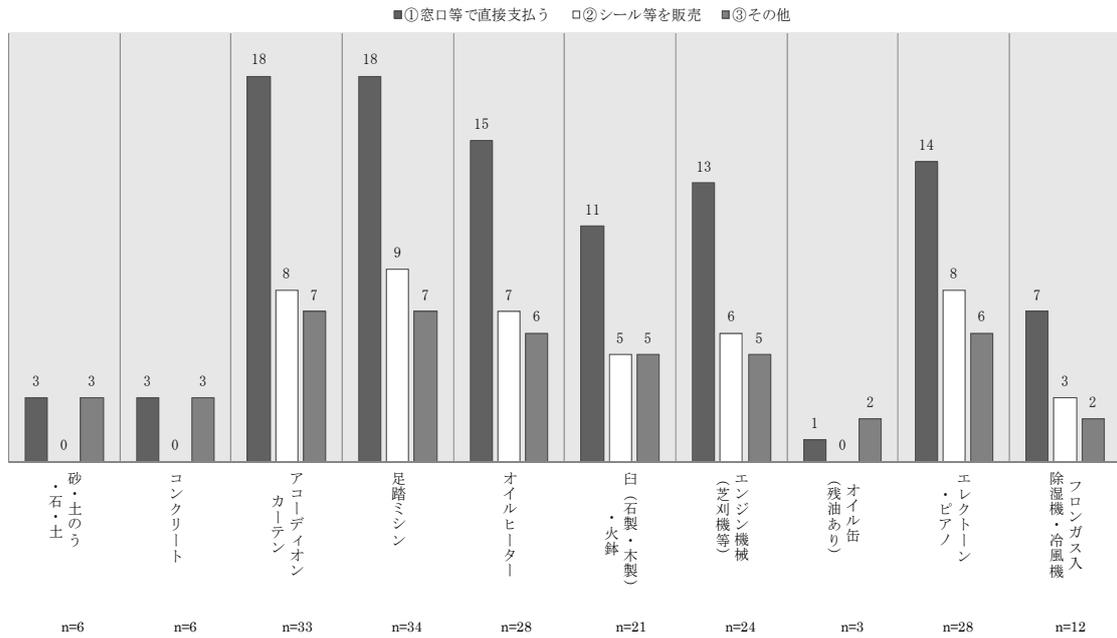


図6 手数料の支払い方法(複数回答) その2

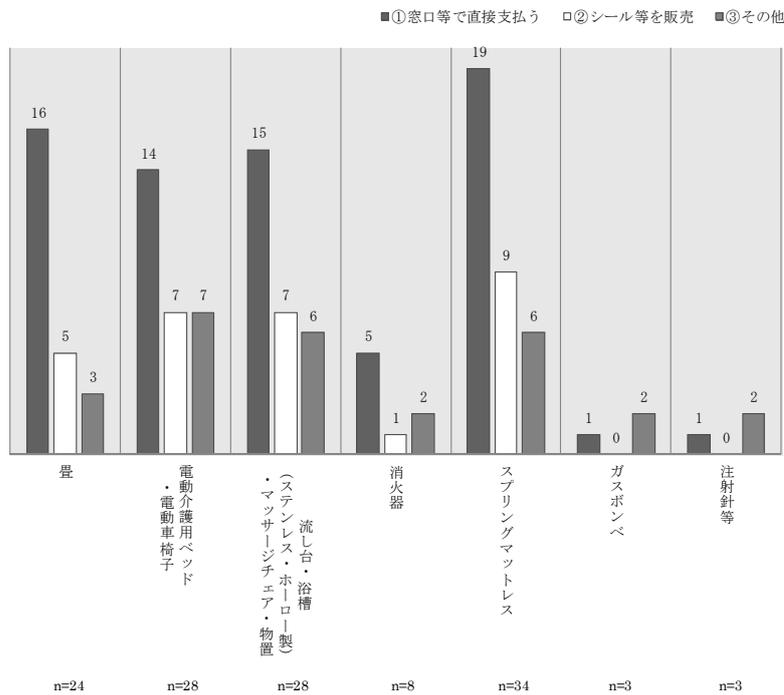


図6 手数料の支払い方法(複数回答) その3

(3) 処理方法

①フロンガス入り機器の処理方法

フロンガス入り機器の受け入れをしている 21 団体のうち、半分以上が専門業者に委託処理する、3 団体は自前でフロンガスを回収処分する、と回答をしている。その他と回答した自治体は、具体的な内容として、家電リサイクル法の適用により受け入れを停止、燃やせないごみと混合して破砕処理など、と回答している。

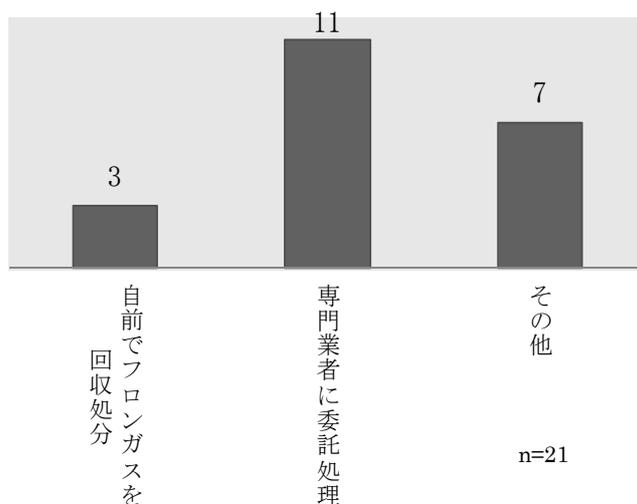


図7 フロンガス入り機器の処理方法（複数回答）

フロン類は、大気中に放出されるとオゾン層を破壊するほか、地球温暖化にも大きく影響するため、確実に回収・破壊することが重要となっている。

フロン類が入っている機器のうち、業務用の冷凍・冷蔵機器及びエアコンは、フロン回収破壊法に基づきフロン類回収業者により回収・運搬され、フロン類は破壊業者によって破壊される。

家庭用の冷蔵庫・エアコンは、家電リサイクル法によって、「特定家庭用機器廃棄物」に指定されており、小売店が引き取るルートが整備されている。しかし、家電リサイクル法は、自治体が特定家庭用機器廃棄物を収集することを妨げておらず、特定家庭用機器廃棄物を収集した自治体は、製造業者等又は指定法人に引き渡すことができるほか、自ら処理・処分することができる（家電リサイクル法第 54 条）。そうした独自処理をする際には、廃棄物処理法に基づく「特定家庭用機器廃棄物の処理基準」が定められており、冷媒や断熱材に使用されているフロン類を発散させないように回収することが求められている。

②苛性ソーダの処理方法

家庭では、手作りせっけんを作るときに利用されるが、購入した苛性ソーダをすべて使い切ることは少なく、余った苛性ソーダの廃棄方法が課題になる。苛性ソーダを受け入れている7団体の中で、専門業者に委託処理すると回答したのは3団体、自前で無害化処理すると回答したのは1団体であった。

その他と回答した自治体は、具体的な内容として、燃やせないごみと混合して破碎処理、などと回答した。

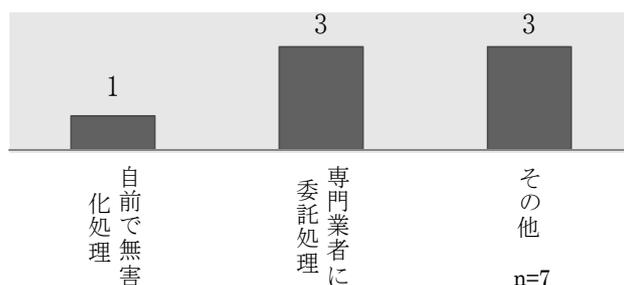


図8 苛性ソーダの処理方法（複数回答）

③スプリングマットの処理方法

スプリング入りのマットレスは、破碎機での破碎が難しいため、処理が困難となっている。スプリングマットを受け入れている45団体のなかで、手作業で解体処分をしているとの回答が26団体と最も多くなっている。専門業者に委託処理しているとの回答が8団体、マットレス用解体機と手作業で解体処分しているとの回答が4団体あった。

その他と回答した自治体は、具体的な内容として「手作業で解体する時間がない場合は、直接専門業者へ委託処理（有償）なお、解体した鉄製のスプリング部は売却」などと回答している。

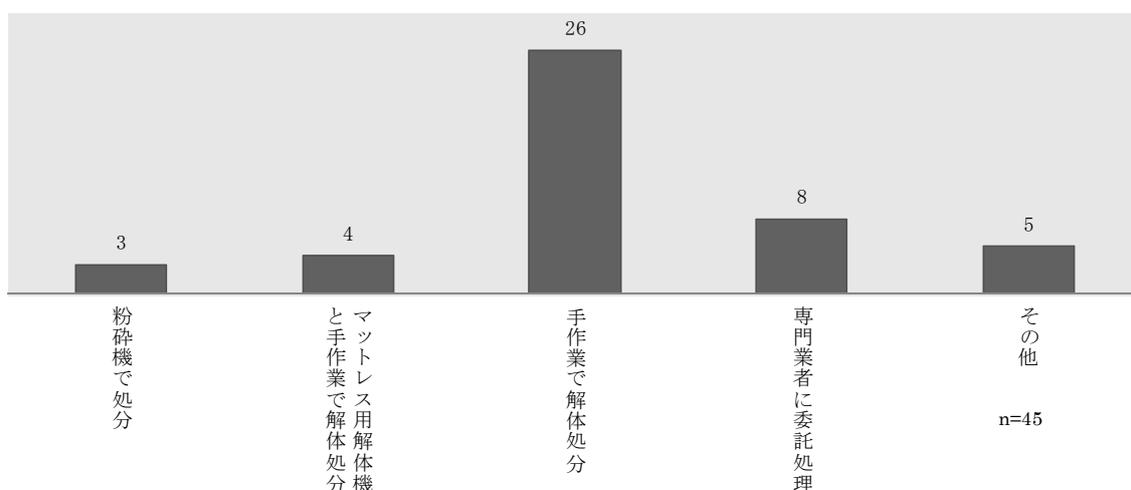


図9 スプリングマットの処理方法（複数回答）

(4) 手数料について

①手数料導入の効果

処理困難物の受け入れによって期待できる効果についての設問では、「公平性」が保たれるとの回答が 32 団体で最も多かった。排出量が減少するとの回答が 7 団体あった。

その他と回答した自治体は、その内容として、処理困難物としての特別な手数料は徴収していない、条例により 60 円/10kg を徴収している、との回答であった。

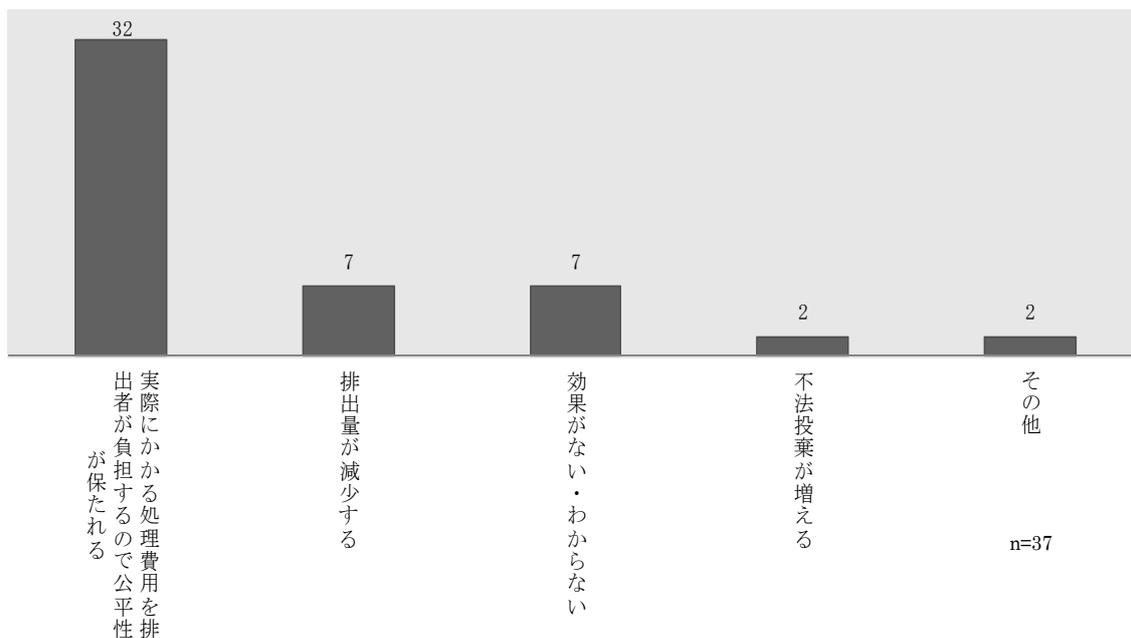


図 10 手数料導入の効果（複数回答）

②手数料導入の目的

手数料を導入したときの目的についての設問に対して記述された回答をまとめると、廃棄物を出す受益者に処理費用を課すことによって公平性が確保されるとした回答が最も多くみられ、回答した 31 団体のうち、18 団体にのぼった。次いで、ごみの減量が 12 団体、次いで、ごみ処理費用の軽減との回答が 8 団体でみられた。

表 5 手数料の導入の目的（複数回答）

n=31

手数料の導入の目的	自治体数	例
受益者負担・公平性の確保	18	<ul style="list-style-type: none"> 行政サービスの公平性を図る 受益者負担の観点から導入 排出者に応分の負担を求める
ごみの減量	12	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化・資源化を図る 廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進
ごみ処理費用の軽減	8	<ul style="list-style-type: none"> 費用の一部を手数料を徴収 破砕・分解等の処理のための経費を補う

③手数料単価の算定根拠

手数料の算定根拠についての設問に対して記述された回答を整理すると、回答した 33 団体のうち、最も多かったのは、当該自治体又は近隣の自治体でかかっている経費を参考にしたとの回答が 13 団体で、次いで、他の規定を準用、民間事業所の手数料を参考にした、との回答があった。また、「適度な負担感と排出手続の簡便さの両立」「審議会に諮問して検討」といった記述もみられた。

表 6 手数料単価の算定根拠

n=33

手数料単価の算定根拠	自治体数	例
ごみ処理の経費をもとに算出	13	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集運搬に係る経費を基に算定 ・ごみ処理経費の一部であるが、近隣自治体の手数料の状況なども踏まえて算定 ・近隣市町の収集・収集委託料等を鑑み算出
他の規定を準用	4	<ul style="list-style-type: none"> ・事務組合で運営する焼却施設の処分料に則る ・事業系 4 品目（紙くず、木くず、繊維くず、厨芥類）と同様の料金設定 ・粗大ごみとしての取り扱いになるので、粗大ごみの手数料基準に当てはめている
民間事業所の手数料を参考	2	<ul style="list-style-type: none"> ・民間処理施設の処理経費等から算出した

④手数料の改定予定

処理困難物についての手数料については、24 団体が改定予定なしと回答し、改定時期は不明だが検討中と回答した自治体は 12 団体であった。改定予定ありと回答した自治体は 2 団体で、具体的な改定の予定については、「平成 25 年 4 月 1 日にスプリングマットレスに対して手数料 1,000 円徴収を実施」「平成 28 年 4 月」とのコメントがあった。

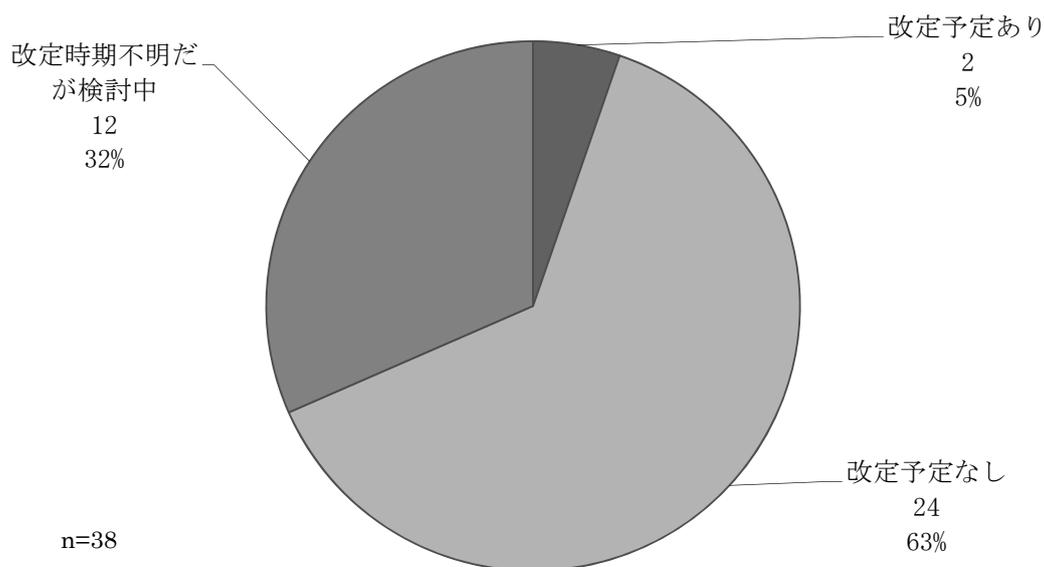


図 11 手数料の改定予定